

◎新潟県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新発田津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町綱木字上ミ村1337番1から	新	7.4～16.7メートル	111.9メートル
同郡同町綱木字芹場1351番1まで	旧	7.4～14.6メートル	113.6メートル